

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第17号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則  
管理職員特別勤務手当に関する規則（平成17年総社市規則第34号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第25条第3項第1号本文の規則で定める額は、8,000円とする。</p> <p>2 条例第25条第3項第1号ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p> <p><u>3 条例第25条第3項第2号の規則で定める額は4,000円とする。</u></p> <p><u>4 条例第25条第3項第1号の勤務をした後、引き続いて同項第2号の勤務をした場合は、その引き続く勤務に係る同号の規定による管理職員特別勤務手当は支給しない。</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第25条第2項本文の規則で定める額は、8,000円とする。</p> <p>2 条例第25条第2項ただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。